

行政書士

# しずおか

- ・平成20年度定時総会
- ・ソフトボール・グラウンドゴルフ大会



平成20年度 グラウンドゴルフ大会



静岡県行政書士会

# 平成20年度 静岡県行政書士会定時総会

## 会長挨拶

清々しい若葉の光が目にしみる湖と温泉の町、浜松市西区館山寺町において、平成20年度静岡県行政書士会定時総会並びに静岡県行政書士政治連盟定期大会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、静岡県知事様をはじめ、浜松市長様、顧問であります国会議員及び県議会議員の先生方、日本行政書士会連合会関係単位会並びに静岡県専門事業者友誼団体の皆様など、ご多忙の中、多数のご来賓のご臨席を得て定時総会を開催することができますことは、この上ない慶びであり、心より厚く御礼申し上げます。

また、総会にご出席を頂きました会員各位には、平素、本会の運営に関し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて 行政書士制度は、昭和26年2月26日の行政書士法施行からまもなく60周年を迎えようとしております。この間、幾多の法改正が行われておりますが、かねてよりの懸案でありました聴聞又は弁明の機会等の法改正が成立し、来る7月1日より施行となります。この改正により許認可等に関し、申請から結果通知までに、聴聞・弁明が加わり、一貫したサポートを行政書士が担うことになりました。

さらに、裁判外紛争解決手続きADRについても、日本行政書士会連合会と日本弁護士連合会との協力体制について基本的な合意を交わすことができたことを受け、本会も日行連の支援を受けつつ認証機関の早期実現に向け、体制整備にいっそうの努力を致す所存であります。

これらのほかにも、課題は山積しており、すべての面で全国の単位会と共に行政書士制度の更なる充実を図り、国民の多用なニーズに応える必要があります。それには、行政書士一人ひとりが従前にも増して法令遵守や職業倫理の向上に努めるとともに、自らも意識改革を行って、国民の信頼を獲得し、新時代にふさわしい行政書士として、揺るぎない地位を確立しなければなりません。

こうした背景の下、私は、会員各位をはじめ全国単位会のご支援を得て日行連会長に就任させて頂きました。これにより、いっそう重くなった責務を全うするため、本日出席を頂いた関係単位会会長さん方と意識を共有し、行政書士制度の更なる発展向上に努める所存であります。

これを受け本会は、新入会員の研修制度を充実させるため、日行連と一体化した研修システムを立ち上げることにしました。

これにより、日頃、許認可業務に精励する会員が保持する知識、経験、技術、情報といったノウハウを研修会、講習会、リニューアルするホームページなどを通じて広く会員に提供することで、行政書士制度の更なる発展を遂げることができることを新入会員だけでなく全会員にご理解頂くとともに、本会の運営にいっそうのご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、永年にわたる行政書士制度の充実、発展に寄与された橋本正臣会員及び石神伊佐男会員は、その功績を称えられ、昨年6月21日の日行連定時総会の席上、総務大臣より表彰状を授与されました。本日、会員各位にご披露申し上げますとともに、心からお慶びを申し上げます。

また本日は、本会前副会長の樋口侃会員及び常任理事の奥山浩行会員が、多年にわたり本会の役員として、行政書士制度の発展に貢献された功績を称えられ、知事表彰を受賞されますことを心からお慶び申し上げます。

さらに、多年にわたり本会の役員として行政書士制度の発展に貢献された功績を称えるため、顕彰規程に基づき受賞される方々に対し、心から感謝の意を表すものであります。

こうした中であって、本会発展に寄与された先達<sup>ゆうめいあい</sup>が、昨年度も<sup>ゆうめいあい</sup>隔てられましたことに謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

結びに、本日の総会設営にご協力をいただいております掛川支部会員及び関係役員の皆様に感謝の意を表するとともに、本日出席の皆様方のお一層のご発展とご健勝を心から祈念し定時総会のご挨拶といたします。

平成20年5月23日

静岡県行政書士会会長 宮本達夫



# ご来賓祝辞

静岡県知事 石川嘉延様代理  
静岡県総務部文書局長 古牧 邦治 様

平成20年度静岡県行政書士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いを申し上げます。

本日は御来賓の方々を初め、多数の会員の皆様の御出席のもと、総会がこのような盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。また皆様方には常日ごろ、県行政の推進に対しまして、御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

昭和26年の行政書士法施行から半世紀以上が経過しましたが、この間、貴会におかれましては会員数が約1,500人となるまでに成長発展し、全国でも有数の組織となられましたのも、ひとえに歴代の会長様初め、会員の皆様の御尽力の賜物と、改めて敬意を表する次第であります。

また昨年6月、宮本会長様が日本行政書士会連合会会長に就任されましたが、これは貴会にとりまして、さらなる飛躍の機会となるものと期待しております。

さて今日、世界は地球環境問題や資源エネルギーの制約など、さまざまな問題を抱えております。また我が国においては少子高齢化の一段の進展、及び本格的な人口減少時代の到来に対し、どのようにして経済社会の活力の維持増進を図るか、その方策が問われております。

こうした厳しい状況にありましても、将来に希望を抱ける明るい社会を実現するため、県では『富国有徳 創知協働』を基本理念に掲げ、県民の皆様とともに創造性を発揮し、知恵を出し合い協働していくことで、『県民暮らし満足度日本一』の実現に挑戦しております。

一方、行政書士の皆様を取り巻く環境は、IT化の進展、規制緩和、司法制度改革等により、複雑・多様化する社会の中で大きく変貌してきておりますが、皆様にはこのような状況に的確に対応し、行政に関する手続の円滑な実施に寄与していただきたいと思っております。

貴会におかれましても、昨年4月1日に施行されましたADR法への対応といたしまして、法務大臣の認証を受けるため、ADR業務を行うための環境整備に取り組まれているものと伺っております。またことし1月の行政書士法改正により、聴聞などの手続における代理業務が新たに業務に加えられ、行政書士の皆様の役割は一層重要なものとなりました。

会員の皆様におかれましては、『あなたの街の法律家』として、県民と行政とをつなぐサポート役を果たされ、県民の皆様の信託にお応えいただくとともに、県行政の円滑な執行に一層の御協力を賜われますよう、お願い申し上げます。

最後に、静岡県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉いたします。

平成20年5月23日、静岡県知事 石川嘉延 代読、静岡県総務部文書局長 古牧邦治。

浜松市長 鈴木康友様代理  
都市計画部長 織田村 達 様

ただいま御紹介いただきました織田村でございます。本来でありますれば浜松市長鈴木康友がここへ参って挨拶をすべきところでございますが、公務の都合がございまして、私 都市計画部長織田村より、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は静岡県行政書士会の定時総会が、かくも盛大に開催されましたことをお祝い申し上げます。またこの総会が浜松市において開催されたということをお大変ありがたく思っているところでございます。

先ほどからの御挨拶にございますとおり、行政書士が住民の権利義務に関する重要な書類の作成など、住民の代

行者として行政と住民を結ぶ重要な社会的役割を担っていることについて、私ども非常に感謝をしております。この場を通じまして、日ごろ皆様方の活動に対し改めて謝辞を、表したいと思っております。

最近では社会システムの変化でありますとか、住民の権利意識の向上などとともに、諸官庁に提出する書類の作成方法や手続が複雑多様化しているところでもございまして、広範な知識と正確性が要求されていることと思っております。

このような社会におきまして、市民の利便性を確保するために、行政書士の重要性が一層増加してまいります。今後とも住民の権利や利益を守っていただいて、公共の福祉に貢献されるということを期待しております。

また皆様御案内のとおり、昨年4月、浜松市は政令指定都市に移行いたしまして、従来静岡県などが担当していた多くの事務を私どもが取り扱うことになりました。これまで以上に行政書士の方々に御協力また御支援をお願いしたいと思っております。

最後に静岡県行政書士会のますますの御発展と、本日御参集の皆様御健勝、御多幸を祈念いたしまして、挨拶の言葉とさせていただきます。きょうはおめでとうございました。

### 静岡県議会議員顧問 渥美 泰一 様

改めまして皆様こんにちは。

私ども県議会議員、きょうは大勢で出席をさせていただいておりますけれども、私、地元浜松市選出ということで御指名を受けましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

日ごろ、私ども顧問県議は、行政書士の皆様方には大変御指導、御支援をいただいております、改めて厚く御礼を申し上げます。本日は定時総会の御盛会、まことにおめでとうございます。

開会冒頭に皆様方会員によります倫理綱領の唱和がございましたけれども、さすがに法律を元に仕事をされている皆様方、倫理ということを大事にされているなということを改めて感じた次第でございます。

皆様方のお仕事は、この社会の変化、あるいはさまざまな行政改革の中で、非常に複雑多岐にわたるお仕事になってきており、皆様方のお仕事の大事さがますます高まってきていると感じております。

加えて、このたびの改正行政書士法の施行に伴いまして、聴聞・弁明などの手続における代理業務まで皆様方が担うということになりました。本当に大変な、また難しいお仕事になってきているなと思います。ぜひ一層皆様方の御精進をお願いしまして、スムーズなる、適切なるお仕事の振興に御活躍をいただきたいと思っております。

当然、法律を元にお仕事をされていることでもありますので、仕事の進め方、手続の仕方は、法に則って行っているわけです。私は特にこれまで不動産の仕事に携わってまいりましたので、特にその手続上のことで感じるのですが、やはり行政と住民の間に入って、住民の立場を代理して申請をするということ、これが基本的な皆様方のお仕事の立場だと思います。そして、いかにして住民の希望を法の範囲の中でかなえていくか、これが非常に大事なことだと思います。

とかく今の時代のように行政のすべての面が複雑になってきている中、皆様方が住民を代理して、より効率的、そしてスピーディーに住民の要望をかなえていけますよう、ぜひお力を発揮していただきたい。そのことを通じて、行政の改革にも皆様方の御貢献をお願いしたいと強く感じている次第でございます。

どうぞこれからますます重要になってきております皆様方、倫理を元に大いにお力を発揮して、この行政書士会、そして皆様方のお仕事、ますます発展されますように、心から御祈念申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

### 静岡県司法書士会会長 早川 清人 様

ただいま御紹介いただきました静岡県司法書士会会長の早川でございます。本日は静岡県行政書士会平成20年度定時総会がこのように盛大に開催されましたこと、まことにおめでとうございます。

平素は私ども司法書士会の会務運営に関しまして、格別の御厚誼を賜っており、深くお礼を申し上げる次第で

ございます。

そしてまた、私ども司法書士会の会員に関し、日々の執務においては、皆様方との連携により、円滑に業務を推進させていただいている部分がございます、その点に関しましても、この場をお借りしてお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

この場に立ちますと、なかなか緊張するものでございます。私会長になりましてまだ1年目という新人でございまして、行政書士会の会長、宮本会長は、もう5期以上務めていらっしゃるということ。ましてや連合会の会長までお務めの方ということで、この会長職における大先輩を目の前にしてお話をさせていただくというのは、なかなか度胸の要るものでございますが、あえて一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

司法制度改革を初めとしまして、国の方の制度、構造改革が多面にわたり断行されておる時代でございます。その中で物の価値観というものが変わり、そして国の形というものが変わってきたことは、皆さん実感されていることかと思っております。その中であって普遍なものとしてあらなければならないもの、これは行政書士の皆さんを初めとし、資格者の社会に果たす役割ではなかろうかと考えておるところでございます。

我々は社会に流されながら、いろんな形で変貌を遂げるわけですが、今申し上げた部分の芯がなくなってしまうたら、やはり何も残らないというわけでございます。

いろんな改革の中で変わったもの、システムの中で変わったものが多々ございます。それを市民の目線で、市民のために役立つ形として、我々は、国・あるいはいろいろな諸団体等の関係とのパイプ役として、その権利を守っていかなければならないものだと考えておるところでございます。

そのためには、今でき上がった新しいシステムを地に根付いた形に持っていかなければならないわけですが、そのためには行政書士の皆さん、そして私ども司法書士、ほかの資格者の方々もその一人一人が今の新しいシステムの中で実績を蓄積し、構築していくことが一番大事なことだろうと思っております。

ただ、今新しいところで実績をと申し上げましても、なかなかそう簡単にいくわけではないわけです。今までも一生懸命努力し、それなりの成果をしっかりと積み上げてきたわけでございますが、今後どのような形で対応していくかということになれば、当然ながら資格者同士の連携というものが重要なものになってくると認識しておるところでございます。

私どもとしましては行政書士さんを初めとした、他の資格者の皆様方と連携を強めていくこと、そして情報交換、意見交換を密にすることによって、会員の皆様方が執務しやすい環境をつくっていく。そして我々の制度が社会の中でなくてはならないものという意識をちゃんとした形で植え付ける、そのような形の活動を展開してまいりたいと切に願っているところでございます。

先ほど宮本会長のお話の中にもありました。先達からのというお言葉がありました。先達がいろんな形で苦勞をし、涙し、汗し、そして制度を守ってきたわけでございます。それは今現在を生きる我々に、そして皆様方に贈られたものという考え方をするのは、間違いなんだろうと。これは将来これから制度を担っていく次世代の方々への預かり物なんだという考え方を持つ必要があろうかと、私は思っているところでございます。

皆様方とともに今後制度の発展を目指していきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻のほどをよろしく願いたいと思っております。

最後はお願い事になってしまいましたけれども、静岡県行政書士会が今後ますます発展されること、そしてまたここに御参集の皆様方のますますの御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうでございます。

# 平成20年度 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会 (第40回) (第15回)

例年よりも早い梅雨入りから、まだ日も浅い平成20年6月7日(土曜日)に大井川河川敷スポーツ広場で静岡県行政書士会恒例ソフトボール・グラウンドゴルフ大会が開催されました。

梅雨の合い間の晴天とは言え、ソフトボール競技者126名、グラウンドゴルフ競技者217名、応援者72名、総参加者415名は真夏日と思わせる暑さに疲労困ぱい

の様子ながら熱いプレーと熱いエール?でファインプレーも続出——会員相互の親睦を深めるには充分な楽しい一日を過ごすことができました。

当日は朝早くにもかかわらず御来賓参議院議員牧野京夫様、島田市長櫻井勝郎様には開会式より御参列をいただき、加えて大変ウィットに富んだ楽しい祝辞も頂戴致しました。



ソフトボールは昨年の榛原支部に代り清水支部がエントリーして同様に9チームの参加となりました。予選から熱戦が続きましたが日頃の成果から自力に勝る西遠チームが連覇いたしました。

尚、最優秀選手賞には鈴木達之(西遠)、優秀選手賞には丸山政人(富士)がそれぞれ賞されました。

又グラウンドゴルフも例年に近い参加をいただきました。平坦な芝地の競技場は見限りにおいて素直なコースに思いましたが外郭は外に向かって下りの状態に

コースからこぼれ落ちるOBが続出しました。

そんな中でもしっかり結果を出すのが連覇している自信からでしょうか?やはり優勝に輝いたのは島田支部でした。

当然の様に優勝旗を手にする島田支部を脅かすチームは一体いつ…?

総合得点44点で個人賞1位を勝ち得たのは四ノ宮茂夫(榛原)でしたが、当日ホールインワンが34人によって記録されたのにも驚かされました。

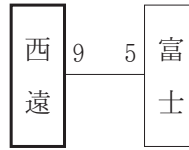


## 平成20年度ソフトボール大会結果

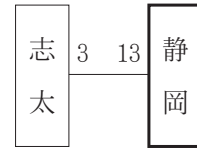
優勝	西遠支部
準優勝	富士支部
3位	静岡支部
4位	志太支部

最優秀選手	鈴木達之(西遠)
優秀選手	丸山政人(富士)
敢闘賞	諸田薫(静岡)
敢闘賞	芝田政人(志太)

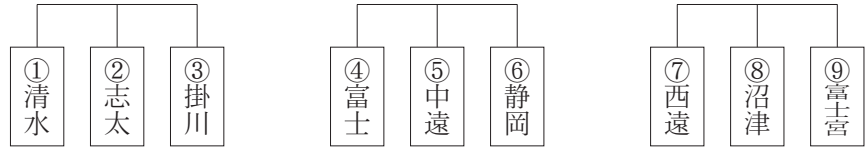
— 決勝戦 —



— 3位決定戦 —



予選

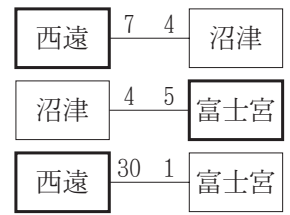
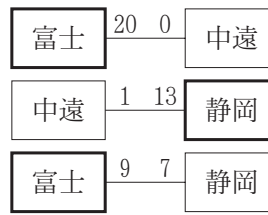
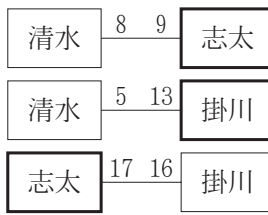


Aコート

Bコート

Cコート

第一試合  
(9:30~10:15)  
第二試合  
(10:15~11:00)  
第三試合  
(11:00~11:45)



優勝を重ねる西遠支部。なんと5連覇 祝V5



櫻井勝郎島田市長の始球式  
『ナイスビー』



昨年のジャンケン負け4位に雪辱。準優勝の富士支部



二人だけ残されてしまった？  
ソフトボール4位・グラウンドゴルフ  
準優勝の志太支部



躍進の3位。静岡支部は灰灰？

## グラウンドゴルフの部

グラウンドゴルフ団体優勝；島田支部



何連覇ですか？私の知る限り他のチームの優勝を知りません  
正に指定席の優勝島田支部の牙城に迫るのはいったい何支部??

団体賞	
優勝	島田支部
準優勝	志太支部
3位	榛原支部

個人賞	
1位	四ノ宮茂夫 (榛原支部)
2位	大畑 修司 (島田支部)
3位	松下 敏夫 (島田支部)
4位	磯部 文雄 (志太支部)
5位	采見 章 (榛原支部)



アレ？少しダフってません



“高名の木のぼり”最後まで慎重にサーッイクーッ



今日のコースの外周りは全て下りのアンジュレーションにOB続出!!



老若男女、アドレスも色々、真剣な表情に息をのむ一瞬…



## 年金記録確認第三者委員会に行政書士が参加

年金記録確認第三者委員会は、年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事案について、本人の申し立てを十分に汲み取り、関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として、総務省が全国に設置したもので、静岡県では、年金記

録確認静岡地方第三者委員会が置かれました。

委員は非常勤の国家公務員として、専門性及び識見の高い法曹関係者、学識経験者、年金実務に精通した者、有識者等から総務大臣が任命します。

静岡県行政書士会から委員1名並びに事務室職員12名が参加しています。

委員 奥山浩行 会員（水窪支部）

本会常任理事であり法務経理部長としてご活躍されています。



めじろの巣立ち 勝谷ふみ代（静岡支部）

## 平成20年度新入会員特別研修会が開催されました

報告 総務部副部長 五條 義人

平成20年5月24日(土)9時30分～15時30分まで遠鉄ホテルエンパイアにおいて平成20年度新入会員特別研修会が25名の新入会員の出席のもと開催されました。

その目的を

1. 実務に沿った業務研修により知識の向上を図る。
2. 品位保持等行政書士の心得の習得により、行政書士の地位向上を図ると共に顧客との対応を学ぶ。
3. 静岡県行政書士会の組織を知り、会員のあり方及び行政との関係を考察する。
4. 本特別研修修了者に今後本会の行う研修会（原則10回）を無料とする。

に掲げ、以下の内容で実施しました。

講義内容

<倫理等の講義>

- 行政書士の責務・職務上請求書  
平岡康弘総務部長
- 行政書士会組織・運営・政治連盟  
堀内昭次副会長

<業務の講義>

- 風俗保健国際部 後藤博行風俗保健国際部長
- 建設法人労務部 月見里和夫副会長  
神尾睦建設法人労務部長
- 土木農地運輸環境部 日内地孝夫土木農地委員長  
鈴木市代副会長



総務部副部長 五條義人

本年度の新入会員特別研修会は、平成19年12月以降の入会者及び過去3年間の入会者で新入会員特別研修会を修了していない会員を対象に行い対象者44名中25名が参加をし実施されました。これまでは例年2月に実施していましたが、本年4月以降の入会金値上げに伴う新入会員研修の充実と倫理の徹底を図るためより多くの新入会員の参加が見込まれる定時総会の翌日に同じ会場で行うこととしました。

まず、公務のため欠席された会長に代わりあいさつをした市川副会長は、業務などで疑問や不安があったら身近な先輩や支部長などに相談し業務を行ってほしい旨を話し、そのためには積極的に本会や支部行事に出席することが必要であると説明した。

倫理等の講義では平岡総務部長が依頼者の本人確認や行政窓口での行政書士証票の着用など行政書士として順守すべきことを詳細に説明し特に最近倫理の徹底が会の内外から求められている現状を説明した。また、職務上請求書の使用方法については現在行われている職務上請求書更新作業の問題点を個別具体的に上げより厳しく注意喚起をした。堀内副会長からは今般の行政書士法改正における政治連盟の果たした役割の重要性が説明された。

業務の講義では各業務部のベテラン講師が各々の業務のノウハウや今後の法改正の方向性などについても説明され、何より新入会員の参考になったと思われるのは、各講師の新入会員時代の経験談や顧客や行政との対応の仕方を話されたことではなかったでしょうか。最後に参加者全員に修了証が手渡され新入会員特別研修会が終了しました。

今年度の新入会員特別研修会の主催者側として以下のような感想を持ちました。

1. 時間的制約の中でやむを得ない面はあったが質疑応答や意見交換の時間が十分に取れなかった。
2. 主催者側にやや緊張感に欠ける面があった。
3. 定時総会翌日の特別研修会主催者側も参加者側も負担が大きい。
4. 特別研修会参加者が意外なほど少なかった。

研修会場に於いて5項目のアンケートを実施しました。その中の今後取扱を希望する業種の回収結果は、

農地転用、国際関係、会社・法人設立、建設業許可、著作権関係と続いておりました。

報告の最後になりますが、広報委員会より新入会員特別研修会の原稿依頼があったのは6月7日(出)のソフトボール・グラウンドゴルフ大会の会場でした。折しもその日の夕刊の不名誉な記事には驚かされ、強い憤りを感じたのは私だけではなかったと思います。今回の新入会員特別研修会ではこれまで以上に厳しく倫理の徹底を求めた後の事でした。会員一人一人が品位保持、倫理の徹底を自覚し、もう一度行政書士倫理綱領を読み返してみましよう。



— \* — \*

責争

品取

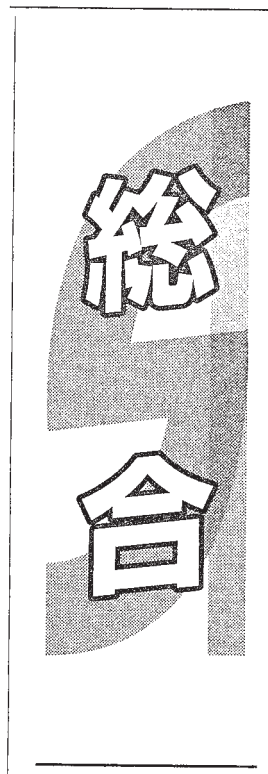
業行

品取

(19) 清静

平成20年(2008年)6月23日 (月曜日)

<p>外国籍住民相談員が 対応事例で意見交換 静岡で連絡会議</p> <p>国際交流協会はこの ほど、県内で外国籍住民 の相談業務にあたる相談 員の連絡会議を静岡市葵 区で開いた。十五市町の 国際交流団体や自治体の 担当職員が参加して、相 談状況や課題を話し合っ た。</p> <p>連絡会議は長期滞在不 る外国人の増加に伴って 相談業務が多様化、複雑 化しているため、相談員 相互の連携と情報提供を 図る目的で開いた。各相 談員からは税金の扱いや 健康保険、教育などさま ざまな分野で対応に苦慮 した事例が報告された。</p> <p>意見交換に先立ち、県 行政書士会の後藤博行常 任理事らが、入国管理業 務や在留資格に関する研 修を行った。</p>
---



## 医療法人を主たる業務として

西遠支部 竹田 達紀

こんにちは、広報委員会の高林です。建設業そして法人労務委員会ではお世話になりました。今日は医療法人に関していろいろ質問させていただきます。よろしくお願い致します。

竹田さんは開業して何年になられたのでしょうか？そして多岐にわたっている行政書士業務のなかで得意分野として医療法人を選択肢に入れられた理由を教えてください。

開業は平成4年11月ですから、15年です。

入会以降、会計記帳代行、建設業許可申請関係業務を主な業務として行っていました。医療法人の申請については、平成8年に以前勤めていた会計事務所の紹介で初めて行いました。

申請を行うにあたっては本会の研修で申請の事はわかっていたつもりでしたが、いざ書類を形にするというのは、なかなか容易ではありませんでした。当時まだ身近で手がけている行政書士の方もいなくて、それまで何度も申請をしていた袋井のある事務所へ入り浸って教えていただきながら作成していました。

コンスタントに申請を上げられるようになり医療法人が業務の中心となったのは、第一にやはり「人」のつながりからでした。行政書士試験を独学で勉強中に、税理士などの資格試験を目指す勉強会に参加していた方々がその後、税理士として開業され紹介が紹介を呼んだことで、医療法人の業務を選択肢に入れたというより、自然と業務の根幹となっていったという感じがすね。

第二に（小学校時代の算数は不得意で数字が嫌いだったので…）会計事務所に勤めた経験から書類を作成するうえで何かと参考とする総勘定元帳を抵抗なく見ることや申請書類の中の収支計画をつくることのできたことです。この収支計画にしても（申請書類全てですが）エクセルでシステム化しているので、作り上げたシステムを無駄にしたいくないというもったいない根性もあります…

現在医療法人のエキスパートと言われるお一人になっているわけですが、この業務の顧客（開業医）を開拓するため、あるいは専門知識を身につけるためにどの

ような努力をなさいましたか？

正直この業務について開拓というのは自分からは特に行っていません。申請の依頼の大半は税理士さんからの紹介でその他はホームページからの依頼です。

専門知識については、どの業務も同じだと思いますが、関連法令についてよく読み返し理解することと医療法人に関する情報収集ではないでしょうか。

判断に迷うときには、先輩行政書士から意見を聞いたり、インターネットや場合によっては東京に行ったついでに国立国会図書館に行って情報を収集したりもします。

ただ最低、医療法（ドクターにとって憲法のようなもの）は勿論ですが、本会で入手できます「医療法人の設立手引き」にある医療法人の定款の条文を何度も読み返し（例えば役員の任期の定めについて定款の何条に記述されているかわかるぐらい）中身をよく理解しておくことだと思います。

こんな言い方は不謹慎かもしれませんが、あえてお医者様と仕事をするうえでの難しい点は多々ありましたでしょうか？

当たり前といえば当たり前なのですが、絶対「時間厳守」ですね。診療時間の合間（ドクターにとっては休憩時間）にお会いするのがほとんどですので、訪問する時間はもちろんですが、あえてあげるとしたら、今回訪問する際にどれくらいの時間がかかるのかをあらかじめ知らせています。

また、その後の連絡方法（メールでのやりとりが可能かどうか、電話連絡の場合、電話をしても大丈夫な時間）を必ず聞いていることでしょうか。

ドクターだから特別というわけでもないですね。

医療法人設立認可申請書類作成の仕事だけでなく、よく医業開設のお手伝いをするコンサルティング会社等の広告を見かけます。そこでは市場調査、開設場所の検討、診療所の建築、財務指導等までやっていますが、私達行政書士にはどの程度までが要求されるものでしょうか？竹田さんはどこまで踏み込んでやられていますか。

正直、現在うちでは開業前の開設場所の検討、市場

調査等はすでに不動産会社・銀行・税理士等が一体となっていてやられていますので、開業前のコンサルタント業務は行っていません。

どちらかといいますと、医療法人設立後のサポートが多いですね。診療科目を増やす場合どうしたらいいのか、分院を開設する場合や介護事業を行う場合、理事長や診療所の管理者の変更の諸手続きについてどうしたらいいのかといった相談などです。

また決算届の関係で年に1回は最低必ずお会いするので、決算書を見た際には経営分析等も行ったり、必要に応じて増患の方法について他の医院の事例をもとにご提案したりもしています。

平成19年4月医療法が改正されたことにより医療法人制度が改革されました。医療法人の非営利性、透明性がより大きくなったわけですね。この辺りについて分かり易い説明をお願いできますか？

これによって認可申請が激減しておりますが、今後医療法人設立の見通しはどのようになるとお考えですか？

今回の医療法改正の大きな柱は(1)非営利性の確保 (2)透明性の確保 (3)管理体制の強化です。(4)公益性の確立 (5)安定した医業経営 (6)附帯業務の拡大があります。

#### (1) 非営利の確保

医療法人は、非営利であるとして医療法第54条により「医療法人は剰余金の配当をしてはならない。」と規定されています。

しかしながら、昭和32年に「退社社員に対する持分の払い戻しは、退社当時当該医療法人が有する財産の総額を基準として、当該社員の出資額に應ずる金額でなしても差し支えないものと解する。」との厚生省の通知により、その後決算終了時に利益処分に対する配当は行っていないものの、解散時の剰余財産の分配、出資持分の譲渡・相続評価の際、内部留保されることによって法人の時価が上がり実質剰余金のみなし配当を得ることとなり「非営利性」が徹底されていませんでした。

その結果、将来払い戻すことができた「出資金」という考えをなくし、「拠出金」として法人の設立運営時の運転資金を拠出する持分の定めがない「基金拠出型医療法人」が創設されました。「出資額限度医療法人」と混乱されている方が多くおられるようですが、現在、「出資」という考えはありません。

基金拠出型医療法人は、医療法人の運営は従来とおり「社員」に任せるのですが、運営資金について新たに「拠出者」が「お金をだすから医療法人となって安定的に医療提供をしてください。運営についての口出しはしませんし、拠出したお金は医療法人の運営が安定してきたら、例えば5年後に利息もつけずに返してくればいいですよ。」という「(お金を)拠出(する)者」と「医療法人を運営する者」が独立した立場となりました。

改正前は設立の際、理事長になる人が50%以上出資しなければならないといったことがありましたが、その義務はなくなりました。

これにより、今後の医療法人の運営として設立時に従来は「社員・理事・監事」で構成されていたものが「社員・理事・監事」に新たに「拠出者」という構成になりました。

同じく非営利の確保として解散時の剰余財産について改正されました。医療法第56条に「解散した医療法人の剰余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。」そして同条第2項において「前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。」と規定されています。医療制度改革により拠出金を除く剰余財産が国または地方公共団体等に帰属されるようになりました。

#### (2) 透明性の確保

医療法人の「事業内容」「会計」について、情報開示されるようになりました。詳しくは、後述いたします。

#### (3) 管理体制の強化

役員(理事・監事)の職務、任期や会議の開催(招集権者、招集方法、決議方法)について明確化されました。

このうち特に監事の職責は重大なものになりました。会計監査のみならず業務監査を徹底し、不正を見つけた際には社員総会を開催する権利や県知事等所轄官庁へ報告する義務が課されました。

例えば、「不正(脱税、不正診療請求)や営利事業の運営(不動産賃貸など)」を見つけたにもかかわらず、あるいは見つけてもそれを見てみぬふりをした場合、医療法第46条の4第3項第4号について

監事としての任務を果たさなかったとして、債権者等から責任を追求されることとなります。もしくは監査報告書の作成を怠ったり虚偽の内容で作成したりした場合、監事自身が医療法第76条の規定により過料の対象となります。監事の人選について今まで苦勞されていた医療法人が多かったのですが、さらに苦勞することになるのではないのでしょうか。

(4) 公益性の確立

社会医療法人についてのことですのでここでは割愛させていただきます。

(5) 安定した医業経営

社会医療法人債を発行することができるのですが、こちらについても社会医療法人についてのことですので割愛させていただきます。

(6) 附帯業務の拡大

高齢者賃貸住宅（有料老人ホーム）の運営が可能となりました。

今後の見通しですが、平成19年度こそ医療法改正前の駆け込み設立が数多くあったということと改正の初年度ということで、設立件数は減りましたが、今後は正直変わらないと思います。

なぜなら、「基金拋出型医療法人」になっても従来の医療法人と同様、医療法人になることのメリットが必ずしもなくなったわけではないからです。

とくに改正によりメリットがなくなったといわれているのは、解散時の残余財産（医療法人を解散し、清算した後に残った財産）の帰属先の問題です。折角やってきた医療法人を解散後の残余財産を国等に帰属させることによる抵抗感が強いことで法人化のメリットがないと考えられているようですが、そもそも解散しなければいいことと思います。業務を簡単に引き継ぐことが医療法人の大きなメリットですし、場合によっては医療法人のM&Aという選択肢もありますので個人的には、全くこれについては、デメリットと捉えていません。

(参考)

医療法人にするメリット

1. 家計との分離により診療所運営の合理化と設備の近代化を図ることができる。

2. 社会的信用力の向上
3. 分院を開設することができる。（日本全国どこでもできますので、例えばご子息が他県で開設する際、法人の信用力がありますので、診療機器について充実させることができる。）
4. 介護保険サービス事業を行うことができる。
5. 保険診療報酬の源泉徴収がなくなり資金繰りが楽になる。
6. 事業承継（診療所管理者の変更など）を容易に行うことができる。
7. 銀行からの融資の際、他人の連帯保証人を頼まなくてもよい。
8. 院長先生が給料・退職金をとることができることにより節税効果がある。
9. 掛け捨ての生命保険が経費になる。
10. ドクターが拋出した場合、拋出（従来は出資）した資金を早期に資金化できる。

「透明性の確保」ということで、事業報告書等の閲覧に関する規定も整備されたわけですが、これは医療法人とすれば一番嫌なところではないかと思うのですがこのあたりの感触はどうでした？

「透明性の確保」について改正前は、病院等について自己資本要件があり医療法人の健全経営を担保していたわけですが、改正後は、健全に運営されているかどうかを事業内容、財務情報を情報公開することで地域住民の信頼確保につながることを狙ったものです。

改革のなかで、医療法人の運営状況・規模等を考慮もあったと思いますが、正直、病院の医療法人に説明した際には、事業報告書等や診療所と比べますとかなり細かな資産負債明細、事業収支報告が公開されることによる戸惑いはありました。診療所の場合は、とりあえず事業報告書等については、病院等と比してあまり変わりありませんが、財務状況については概略だけなのであまり心配していない感じでした。

個人的には病院等については、公開により「常に住民の眼」を意識していくことで、経営に緊張感が生まれ医療サービスの差別化を行うなど発展できるものになるのではないのでしょうか。

今後医療法人設立認可申請等に関し個々の行政書士はどのように係わっていったらよろしいと思われますか？アドバイスをお願い致します。

アドバイスというほどのものでもありませんが、設

立認可申請についてですが、設立認可申請の経験がなく設立の相談が来た際には、手がけたことがある仲間に遠慮しないで聞いてほしいと思います。医療法人設立認可申請の事前審査を行政書士会が携わって以来、最初に自分が申請した時に比べ県全体でも格段に経験者が多くなっています。

たしかに本会から入手できる「設立の手引き」をみれば、書類としては出来上がります。(手引き作成の際には当時、法人労務建設委員ということで編集にも携わりましたが非常に良くできています)

しかしながら、書類作成にあたって、提出する書類以外にもいろいろな書類(例えば総勘定元帳や診療報酬通知書など)をドクターより預からないと作ることができません。書類作成のプロとしては、作っていく過程で「この書類が必要になりました」というのを極力少なくしていかないと、何のために頼んだのだということを言われかねません。また、申請書類中にある数字の根拠(拠出金はいくらにしたらいいのか、収支計画の計算根拠に無理がないか)や語句の意味(基金拠出型医療法人とは、拠出金とは、拠出財産とは)を理解したうえで設立書類を作成することは、至極当然のことだと思います。また、税理士さんとの打ち合わせも重要です。(決算期はいつにしたらいいかなど)

ちなみに以前は、出資金1,000万円の場合設立1期目から「消費税課税事業者」となりましたが、拠出型医療法人の場合、拠出金1,000万円にしても「消費税課税事業者」となりませんので、老婆心ながらご承知おきください。

また診療報酬に絡んで全体的な諸手続きの流れも迅速に行う必要もありますし、医科の医療法人のケースと歯科の医療法人のケースでは手続きが異なってきます。ですので、この流れについても、わからなかったら経験者に聞いてほしいですね。

行政書士の医療法人設立認可申請のレベルを底上げしていかないといつまでも会計事務所の代理申請ということがなくなっていきません。

次に、設立以降、我々行政書士が係わっていくものとして、医療法人の「監事」就任というものもありではないでしょうか。先述したとおり、医療法の改正に伴い「監事」としての職責が医療法人の運営上大変重要なものになってきました。会計監査のみならず業務監査も行わなければならない、医療法等の法令順守を考えますと、我々行政書士が果たすべき職務かと思います。

最後に、私の事務所では、行政書士としての「法務

顧問契約」を頂いている医療法人もあります。例えば、自由診療の診療報酬の未払い請求の部分について内容証明郵便の作成などを行ったりしているのですが意外と依頼もあり、ニーズがありますね。医療法人以外の診療所にも勧めていこうと思っております。

先述しましたが、個人的には医療法人のM&Aということも視野にいらしています。

**竹田さんは建設業の仕事も手がけておられるわけですが大きく違うなあと感じる事ってありますか？**

なんととっても、請求に対する入金が早いのが大きく違いますね。請求書を渡してから、翌日から1ヶ月以内には入金していただけますから。

ただ、仕事の期間が長いですね。建設業の新規許可申請関係ですと申請から約1ヶ月で許可が下りてきますが、医療法人の場合、設立認可申請から法人が認可を受け、診療所が実際に法人として運営するまでに書類の事前協議から含めると従来の流れでいきますと原則4ヶ月かかるというところでしょうか。(かかっているのは正味3ヶ月くらいですが…)

**ご多忙の竹田さんに細かいことまで教えて頂き本当にありがとうございました。医療法人を業務の選択肢として考えている会員には大いに参考になったことでしょう。益々のご活躍を祈念しております。**

## 投稿

## 木食仏をたずねて

(静岡支部 佐藤吉男)

木食上人は、享保三年（1718年）山梨県下部町丸畑の百姓の生まれ。十四歳で故郷を離れて、江戸に出て職を転々としたといわれる。元文四年（1739年）二十一歳のときに相州大山不動寺で真言宗の仏門にはいった。そして、宝暦十二年（1762年）木食観海上人によって木食戒を授かった。

木食戒とは、火食を断って、五穀以外の果物を食べる修道のための厳しい戒律である。

五十六歳のときに「日本回国」「千体仏」の祈願をかけ、以来四十年全国を渡り歩いた。

木食仏は、「微笑仏」とも言われ、大きな団子鼻、山なりの太い眉、大きな弧を描く目、鼻のすぐ下の分厚い唇に特徴を持ち、やさしい不思議な笑いをたたえた表情が、こちらも荒々しい鉈の一刀彫りとして有名な「円空仏」と対比されて現在に伝えられている。

もともと子供たちに遊び人形として与えていたものようであるが、かの民芸運動の柳宗悦氏が取り上げて以来、いまでは押すに押されない江戸後期の遊行僧の宗教的遺物として、一級の木造彫刻となった。

なお木食上人は、四十五歳で木食戒をうけ、得度名を「行道」と称したが、寛永五年（1793年）に七十六歳でその名を「五行」と改めている。さらに八十九歳で弥陀の夢告によって、「神通光明木食明満仙人」と三度名を改めているので、同一人物であることに注意しなければならない。木食五行を名乗ってからの木食上人は、日本回国の目的を「八宗一見」として、仏教各派を見聞するための修行とした。そのために自身を「八宗僧師」、その法門を「自在法門」と呼んで、真言、法華、浄土、さらに神道まで雑多な信仰を受け入れ、自身は自刻像に見られるような、半僧半俗の修験者のような風貌をしていた。それまでの木食行道は、自分のための修行をしていて、全国の有名な社寺を回国していた。ところが、木食五行になってからの木食上人には、あきらかに転機がおとずれたようである。小さな寒村の無名の堂宇を訪れて、村人の心の拠り所としての笑い仏を作仏して歩くようになった。それはまさに、菩薩としての「和顔施」であった。

木食上人という場合、偏に口をつけるのであるが、ワードの表記にその字が出てこないで、木食と書くことに勘弁願いたい。通常、木食戒と言う場合には、木食という表記でいいそうである。

そして、木食仏はなぜ笑い仏なのか、その謎解きをするのが、私の目的であった。フランスの哲学者は、優越感を感じたときに、人は笑うのだと言う。確かに、一理ある。しかし、人が笑うのは、そればかりではない。世に苦笑というものもある。照れ笑いというものもある。それは、優越感だけでは説明できない。赤ん坊はお乳が欲しいと泣く。そして、それが満たされると笑う。そこが人間の根本感情である。人が笑うのは、物心満たされた時である。その時に、幸せだと笑うのである。そして、何よりも大事なものは、生きようとして生きている時である。当たり前の話のだが、人は死んでからでは笑うことはできない。でも、人の感情は、特に大人になってからはとても複雑なので、表面をつくらうこともある。それが、苦笑や照れ笑いである。笑いによって、人は幸せを演じようとするのである。それでは、木食仏の笑いは、苦笑か照れ隠しかと言われたら、やはり私は赤子と同じ、幸せの笑いだと答えたい。その理由は、これから何度も繰り返すように、それは菩薩の笑いの「和顔施」だからである。

## (一) 岡部

木食上人は、岡部には、寛政十二年（1800年）六月十三日から八月十三日までの二ヶ月間滞在し、六体の仏像と数点の書画を残している。

行きやすいのは、岡部の十輪寺である。瀟洒な山門をくぐって、「失礼します。」と本堂に入る。正面に木食仏二体が笑って立っておられた。木食上人が当地を訪れたのは、すでに八十三歳。「子安地藏」と「虚空菩薩」の二体は、たった二日間で彫り上げたものと言われている。「子安地藏」の親しみのある微笑をみると、心やすまるものがあった。一方、「虚空菩薩」の柔和な表情はどこか女性的で、やさしさの中に底知れない智恵が秘められていた。

光泰寺には「准低観音」と「聖徳太子」がある。お



寺となかなか連絡がとれなくて、こちらの木食仏は未見であったが、先日、山梨県立博物館で行われた木食展で、奇しくもお目にかかって来たばかりである。

さらに山に向かっていくと、桂島に**梅林院**がある。歌人の秋元夫妻や小説家の多比良公一夫妻たちを本堂に案内して、床に寝そべって天上画を見ながら、文学を語り合ったことがある。その後ろに、「薬師如来」と「子安地蔵」が、こちらも笑って立っておられた。「薬師如来」は、満面に笑みを浮かべ、豊かで大きな衣に包まれていた。「子安地蔵」は、左手に赤子を抱き、右手でそっと法衣をかけ、安堵の表情をしていた。

そして、私たちは、「玉露の里」で、中華風のサラダそばをおいしくいただいた。木食仏との出会いもさることながら、朝比奈川に桜がほころび始めて、いいひと時を過ごすことができた。

## (二) 焼津・石脇

石脇地区に保存されている木食仏は、**常楽寺**の「薬師如来」、**勢岩寺**の「弘法大師」、**宝積寺**の「地蔵菩薩」、**大日堂**の「吉祥天女」・「不動明王」・「薬師如来」である。ただ残念なことにこのうち、大日堂の「薬師如来」は、盗難にあって行方不明で、常楽寺の「薬師如来」も火災にあってその姿をとどめていない。

山の上にある常楽寺のお堂の中を覗いたことがあるが、なにかこげた木造が安置されていて、不気味に思ったことがある。あれが、「薬師如来」の燃え残りとしたら、石脇の人たちは、かの木食上人に対して、たいへんすまないことをしたのではないだろうか。土地のおばあさんにそう言ったら、「何せ、無住のお寺だから。」と残念そうに答えてくれた。

大日堂と勢岩寺のお堂は、地元の人たちが管理していたので、なかなか連絡がとれなくて、結局私は、宝積寺の本堂内のケースに入った「地蔵菩薩」を拝ませてもらっただけである。それも一度は東京に展示に出してあるからと断られ、二度目ようやく拝見することができた。木食物としては珍しい桜の木を使っていた。顔は丸みで微笑しており、耳が大きく円満そのものであった。なお、勢岩寺の「弘法大使」は、現在、焼津市の歴史民俗資料館に保管されているそうである。無住のお寺は、盗難や火事がこわいので、安全な場所へ移すこともやむを得ないご時世となってきている。木食上人が仏像を納めたのは、今から約二百年前。時代は変わってしまったと言われればそれまで。人の心も変わってしまったとは、ゆめゆめ言うなかれ。

## (三) 甲斐・丸畑

甲斐の丸畑は、木食上人のふるさとである。久那土から道祖神を訪ねながら、一度ガソリンスタンドのところから上って行こうとしたが、その時は時間がなかった。次には、下の道路に車を置いて、歩いて微笑館を訪れた。暑いときだったので、職員の方が、梨をむいて接待してくれた。のどが渇いていたので、たいへん甘くてうまかった。伊藤勇氏のお宅を訪れたが、留守だったので、レプリカの写真をとらせていただいて帰ってきた。

本格的に訪ねたのは、その翌年の夏だった。微笑館の展示も充実していた。**四国堂**へ行くと、伊藤勇氏がいらっしゃって、お堂をあけてくれた。姿形を失った木食仏が、風雪にたえるように置かれていた。お姿は「子安観音」像のようであった。大正八年の四国堂解体以後の流転を物語っていた。伊藤氏に「ご先祖は、伊東祐親ですか。」と訪ねると、「そうである。」と頷いた。そして、本家のどなたかがかつて四国堂を私物化して、木食仏を売りさばき、酒の飲み代に変えてしまったと、怨みがましい話もしてくれた。話を伺ったあとで、自宅に案内してもらって、五智如来の木食仏「釈迦如来」・「阿弥陀如来」・「大日如来」・「宝生如来」・「アシュク如来」五体を拝ませてもらった。

**小林一郎氏宅**の二体「薬師如来」・「馬頭観音」の木食仏もよかった。特筆すべきは、小林氏宅に、四国堂の建立に尽くした十三人講の円板額があったことだ。それはまるで、百姓一揆のときの笠連判にも似ていた。十三人講は、旧丸畑村の十三軒で成り立っていると思われるのであるが、小林氏が言うには、今では、誰がどの家の先祖か、たどりようがないそうである。**岩松正治氏宅**の「聖観音」や「千手観音」も拝見したかったのであるが、惜しいかな、時間がなかった。帰ろうとして車に乗ると、雲の峰が丸畑の空にもくもくと上って行った。ここが、風天の寅さんにも似た、木食上人のふるさとであった。

その後、平成二十年五月に丸畑を訪れた際に、ブンブンと飛びまわっている熊蜂に導かれるようにして、岩松家へ寄ってみた。岩松氏の二体の木食仏は、線香の煙で黒々としていて、仏壇の奥に、ご自分の作品とともに大事に納めてあった。素朴な岩松氏ではあったが、その木食仏を仏壇の外には出してもらえず、ご自分が作られたというレプリカを前に、岩松氏の写真を撮らせていただいた。外には木食仏に似た石仏もあっ

た。岩松氏は何体かの木食仏のレプリカを彫っていて、本物に近い作品も見うけられた。彼の作品は、彼の顔と同様にどこか田舎くさくて、素朴であった。微笑館で見たレプリカの木像よりもはるかに木食仏らしさを伝えていた。私は、友人に、「将来値が出るかもしれないね。」と言って笑った。

#### (四) 狩宿

平成十八年七月二十二日。天気は曇りのち晴れ。浜松駅からバスに乗り込み、尾沢で降りて、私は、狩宿の寿竜院をめざして歩いた。ところが、寿竜院はきれいに建てかえられていて、もう中には、木食仏はなく、引佐の健康文化センターに移されていると言う。そう言われて戸惑った私に、地元の人が、それならばということで、森下甲子夫さん宅を教えてくれた。

お話すると森下さんは、奥から木食仏を二体取り出してきて、埃を拭くようにして机の上におき、拝ませてくれた。仏壇の線香ですすけてはいたが、かえってそれが黒光りした、いい味を出していて、小さいながらも見事な木食仏であった。「大黒天」と「如意輪観音」像であった。「如意輪観音」は、右手に頬を添え、柔和で控えめな美しさであった。かつて、ここに丸畑の伊藤勇氏が訪れて、その木食仏を売ってくれるように頼んだそうである。だが、森下さんはがんとして断ったそうだ。そうしたら、しばらく、伊藤氏とは親交が途絶えてしまったという。また、かの柳宗悦氏も訪れたことがあったそうで、奥様がまだ小さな頃に、宗悦氏と並んで移されたセピア色の写真を、大事そうに見せてくれた。お話の様子では、甲子夫さんは森下家へ養子にきたようであった。

木食上人は、約三ヶ月半を当地に過ごしたそうだが、小屋の二階で木像を彫る姿を森下家の家人は、一度も見ることがなかったという。以来この二体の木像は森下家代々の子供たちのよき遊び相手になってきたそうだ。午後一時、森下さんにお礼を述べて、私は奥山の方広寺へ向かった。仲のいいご夫婦の厚いもてなしに私は深く感謝した。

方広寺の木食仏は大型で、「准低観音」・「子安地藏」・「吉祥天」だった。お寺に奉納されたもので立派なものではあったが、私には、森下宅の木食仏の姿が目にとびりついて離れなかった。

#### (五) 引佐

七月二十六日。日をあらためて、引佐の健康文化センターにも行って見た。確かにあった。狩宿の寿竜院に納められていたという、「閻魔大王」と「葬頭河婆」

の群像があった。だが、ショーウィンドウのようなガラス越しに見る木食仏では、興味が半減してしまって、早々に引き上げることにした。

木食上人がこの地を訪れたのは、秋葉山の参詣のため。長く滞在したのは、故郷の丸畑に似ていて、居心地がよかったのではないかとされている。そういわれれば、狩宿と丸畑の地形はどこか似ているのだ。

#### (六) 堀谷

堀谷(ほりや)の徳泉寺にも「十王」・「葬頭河婆」がある。寛政十二年(1800年)四月、木食上人は、八十三歳のとき、奥山からここへやって来た。

私は、平成二十年四月二十日、浜松から遠州鉄道に乗り換えて、岩水寺駅に降り立ち、県立森林公園を経て、堀谷へやって来た。土地の人に「岩水寺から歩いてきた。」と言うと、「ごくろうさん。」と笑って、徳泉寺のある場所を教えてくれた。そして、私は、たまたま新聞で読んだ、限界集落という言葉思い出した。りっぱな趣の家もあるが、空き家も目立ち、徐々に過疎化しているようである。徳泉寺は小高い村の中心にあった。しかし、いまや無住である。開放厳禁と書いてあった本堂に入ると、左脇にレプリカと思われる円空仏があった。

お目当ての木食仏は、本堂前のコンクリート造りの十王堂に納まっていて、ショーウィンドウのような窓には真鍮の格子がはめられている。ガラスが厚いので、写真はうまく撮れない。特に、十王の前列の四体はピントを合わせずらくて、「葬頭河婆」を除いて、写真を撮ることをあきらめた。従来からいわれているように、ここの「葬頭河婆」は、寿龍院のものに比べると、その顔はやや優しい。背面も手を抜いているそうだ。木食仏といえば、微笑仏であるが、十王の中には憤怒像もある。幸い、いずれも保存状態は良い。これだけがっちりガードしてあれば、盗まれることも火災にあって焼けてしまうこともないと思われる。しかし、カメラマンにとっては、生の木食仏を拝見出来なくて寂しい限りである。このことを伊東勇氏に話すと、「そうした保管の仕方では、仏像の木が呼吸できなくて、乾燥して壊れてしまう。」と、ぼやいていた。

境内の片隅には、近頃は珍しくなった火の見櫓が立っていた。日本のどこにもつい最近まであった原風景である。木食上人の好みそうな土地柄ではあるが、交通が不便だけに車がなければ暮らせない。そこに自然が残されていると言って、都会の人に羨望視されることとの間に矛盾がある。私は、そんなことを木食仏に

よって教えられた。家々の庭には、もうシャクナゲやシャクヤクが咲いていた。

### (七) 森・蓮華寺

平成十八年八月三日。掛川で天浜線に乗り換えて、遠州森町で下車し、百円のレンタルサイクルでまず**金守神社**へ行ってみた。というのは、ここの神社の扁額が、木食上人の書かれた字だということを聞いていたからだ。聞くべき人は周りに誰もいないので、扁額の写真だけとって、とりあえずすぐ、**蓮華寺**へ向かった。かつて訪れたときには、木食仏自体が新城市の展覧会に出ていて、ここにはなかった。そのときは、残念にもおいとしましたが、今日は和尚の説明をうけながら、拝ませてもらったことができた。「子安地蔵」であった。私は抱えている子供がかわいくて、一度部屋を出たあとでもう一度戻って、子供だけの部分写真をとらせていただいた。和尚は笑って、快く応じてくれた。ありがたかった。福地蔵めぐりの御朱印帳を買い求めて、和尚に別れを告げた。隣の歴史民俗資料館へ寄ってから、太田川を渡って**泉龍寺**へ向かった。二体の木食仏が無造作におかれていたのでびっくりした。確かに一体は「聖徳太子」の木食仏であった。寺の奥様は気さくな人であったが、忙しい時間を割いてくれたので、すぐおいとしました。

大田川の脇には、次郎柿の原木があった。木食上人はここからもう一度狩宿の方へ戻ったと聞いたが、ここは彼のふるさとに似た土地ではなかったのか、そんな疑問をいだきながら、私は森駅の駅長に自転車を返し、天浜線に乗って帰ってきた。

### (八) 山梨県立博物館

平成十九年の暮れ、右左村(うばくちむら)の浄瑠璃人形を見学した**山梨県立博物館**で、思いがけなく木食仏にお目にかかることができた。ガラスケースの中に一体鎮座されていたのは、かつて、金丸信氏によって所蔵されていた「弘法大師」像であった。四国堂解体のときに、市川大門の業者に売り渡されたという八十数体にうちの一体かもしれない。

各地に離散した四国堂の木食仏は、その後戦災や天災にあい、いま行方がわかっているものは、惜しいかな、わずか五十体にも充たないといわれている。柳宗悦氏に見出されて脚光を浴びるようになったという事情もあるが、散逸してしまった木食仏があるということは、たいへん残念でならない。

平成二十年五月六日、山梨県立博物館で行われた木食展を、遠路はるばる見学に出かけた。見なれた物も

あったが、遠く北海道、佐渡、新潟、京都、兵庫、九州のものは、なかなか現地へ行ってお目にかかることはできないので、大変参考になった。あらためて木食上人の行動半径の広さに脅かされた展示であった。なお、この展示会で、木食上人のお弟子に白道上人という方がおられるということを知った。今後、白道上人の仏像も見学したいと思っている。

それから、この展示会で、藤枝の**常楽院**にあって未見だった、毘沙門天立像にもお目にかかることができた。毘沙門天と言えば、上杉謙信の守護神として有名だが、木食の毘沙門像も甲冑を着けていて、いかめしい顔をしている。ただ、足で踏みつけている邪気は、何だか子猫のようでかわいらしかった。

### (九) 手越・泉秀寺

静岡県では、**泉秀寺**から東ではもう木食仏を拝むことはできない。そう思うと貴重な木食仏であるが、なにせガラス越しにしか拝見できなくて、たいへん残念であった。

ところが、物は試し。何度か言ってみるものである。平成二十年二月二日、住職の娘さんをお願いすると、赤ちゃんを抱きながら、本堂のケースをあけて、大小の木食仏二体を、堂々と拝ませてもらった。体調不良でヨロヨロして出かけて行っただけに、たいへんありがたかった。安置されているのは、「子安観音」と「大黒天」である。案内していただいた娘さんが、丁度、赤ちゃんを脇に抱えていたので、「子安観音」の微笑みがよかった。まるで木食仏の「子安観音」が、そばにいた娘さんと赤ちゃんの生き写しのよう思えてならなかった。

「赤ちゃんに風邪をひかせないように」と、写真を撮らせていただいてから、早々においとしましたが、娘さんの優しさに触れて心温まる思いであった。

ただ、なぜ木食上人は、この手越を最後にさらに東へ行かなかったのか、謎は残されたままであった。ここに木食仏が安置されたのは、寛政十二年八月二十二日、二十三日のことであった。この謎は、その後、伊東勇氏から、静岡市の西宮神社に神像の木食仏があるということを知って、即断してはいけないという、謙虚な気持ちに変わった。

木食仏がなぜ笑い仏なのか、という謎解きの答えは、特に、「子安地蔵」や「子安観音」に顕著に見られるように、子供への愛着ではなかったか、と思う。最近、話題になっている弟子の白道は、特に「子安地蔵」と「子安観音」を好んだと言う。白道にとって木食上人

は、まるで父親のような存在だったのかもしれない。もっと端的に言うと、木食上人にとって木食仏とは、子供をあやすための人形であった、というよりむしろ、自分の子供そのものではなかったかと、その腹の中を想像してみる。だから、木食仏は笑い仏なのである、と思う。そして、さらに、菩薩となった木食上人にとって大切なことは、衆生を救済することであった。木食

行道時代の自分だけのための修行だけでなく、衆生に救いの手を差し伸べる「和顔施」といわれる布施行を行う必要があった。木食上人はその「和顔施」を、微笑仏を彫ることによって果たそうとしたのだ、と考える。もう一度言うが、だから木食仏は笑い仏なのである。

# 「行列ができる行政相談所」

## 第15回

所長 役 所 行 蔵



私は解体工事業の登録をして解体業を営んでおりますが、500万円以上の解体工事を請け負うには建設業許可が必要と聞きました。建設業許可を申請するときどんなことに注意したらよいのですか。



建設業許可には28業種の区分がありますが、解体業を営むには、「建築工事業」「土木工事業」「とび土工工事業」のいずれかの許可が必要です。軽微な建設工事<sup>(注)</sup>に該当しない解体工事を施工する場合、その解体工事が土木工事業に属する場合は「土木工事業」の許可を、建設工事業に属する場合は「建設工事業」の許可をとび・土工工事業に属する場合は「とび土工工事業」の許可を取得する必要があります。軽微な建設工事に該当する解体工事は、上記3業種のいずれかの許可を持っていれば、いずれの業種の工事でも施工することが可能です。

また、上記3業種の建設業許可を取得した場合、都道府県知事は解体工事業登録を抹消することとなっておりますが、登録業者は許可を取得したことを都道府県知事に通知することとなっております。したがって、上記3業種の建設業許可と解体工事業登録を重複して持つことはできません。

申請先は、解体工事業登録が、工事を施工する区域を管轄する都道府県知事であるのに対して、建設業許可は、一つの都道府県にのみ営業所を設けている場合、営業所が所在する都道府県知事であり、複数の都道府県に営業所が所在する場合、国土交通大臣となります。

解体工事を施工することができる地域は、解体業登録をした都道府県に限られるのに対して、建設業許可は全国で施工することが可能です。このため解体工事業登録では、複数の都道府県で解体工事を施工しようとする場合、施工しようとするすべての都道府県知事に対して登録申請しなければならないのに対して、建設業許可では国土交通大臣許可又は一つの都道府県知事許可のみで良いこととなります。

その他注意すべき点としては、解体工事業登録と建設業許可では、欠格要件及び技術者の資格については要件が異なります。建設業許可の方がより厳しい要件となっています。

また、解体工事業登録にはない許可要件として、経営業務の管理責任者を置くことと、財産的基礎又は金銭的信用があること、請負契約に関して誠実性があることがあります。

(注)軽微な建設工事とは、工事1件の請負代金が500万円未満（建築一式工事は1,500万円未満）の工事又は、建築一式工事で延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事のことを言う。



麻雀荘を始めたいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。



**風俗営業許可を取得する必要があります。許可取得には様々な要件があるので要注意です。**

麻雀荘を営業するには、営業所の所在地を管轄する公安委員会から風俗営業許可（7号営業許可）を受ける必要があります。許可申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課の許可担当窓口へ提出することになります。

この許可を受けるには、大きく3つの要件がありますので、1つずつ説明します。

1つ目は、人的要件です。申請人（申請者が法人の場合には監査役を含む役員全員）と管理者（営業所の責任者で店長など）が成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者である場合は許可を取得することはできません。また、アルコール中毒者や薬物中毒者も許可を取得できませんし、過去に罪を犯した者は許可が取得できない場合もあります。

2つ目は、地理的要件です。麻雀荘は、都市計画の用途地域が、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び無指定地域において許可が取得できます。また、営業所の周囲100m（商業地域は50m）の範囲内に学校、図書館、児童福祉施設、病院（入院させるための施設がある診療所を含む）等があると許可は取得出来ません。この営業所の周囲100m（営業所の周

囲半径100m）の基準ですが、当該営業所に専用駐車場がある場合には、その駐車場敷地から100mとなり、建物から100mではないので注意が必要です。駐車場が他店舗との共同になっている場合には営業所建物からとなります。

3つ目は、営業所の構造的要件です。まず、客室内に見通しを妨げる設備を設けることは出来ません。また、客室の照度の基準があり、営業の種別により違いがありますが、麻雀荘の場合は10ルクス以上の照度がなくてはなりません。その他に防音設備の基準等もあります。

以上の要件を全てクリアーすることで許可を取得することができます。また、実際の営業に関しては、まあじゃん台の種類により遊技料金の基準があり、その基準を超える料金設定はできません。また、遊技料金の適正な表示や従業者名簿の備え付けなど遵守事項を確実にいき、禁止事項を絶対に行わないようにしなくてはなりません。

風俗営業をこれから始めようとする場合には、予め要件、特に2つ目の要件である地理的要件を十分に調査しておく方が良いでしょう。建物を賃貸し、内装工事まで終了して、いざ申請という段階で許可が出ない場所だったということになると大きな損害が出てしまいますので、最初の計画段階で行政書士にご相談をされることをお勧めいたします。

## 「新たな公益法人制度」について

平成20年12月1日より、新たな公益法人制度がスタートします。今回はその概要、特に一般社団・一般財団法人についてご説明します。

現行の公益法人（社団法人及び財団法人あわせて2万5千法人）は、法施行後5年以内に新制度に移行するための認定又は認可申請を行わなければなりません。更に制度変更により従来よりも容易に社団法人・財団法人が設立できるようになり、設立の需要が高まることが予想されます。

新制度においては、事業の公益性の有無にかかわらず又主務官庁の認可等も要することなく（従来の必要

条件)、登記すれば一般社団法人や一般財団法人の非営利法人が設立できます。一般社団法人は基本財産の制限はなく、一般財団法人でも基本財産最低300万円です。

ただし、これら一般の社団・財団法人では事業の目的は自由に定められますが、税制上の優遇措置はありません（今回のデメリット）。

公益事業を行う場合は、内閣総理大臣または都道府県知事の認定を受けて、公益社団法人、公益財団法人に移行できます。認定を受ければ法人税及び寄附金に関わる税金などが優遇される予定です。（従来の公益

法人) 認定に際して行われる公益性の判断は、主務官庁ではなく民間有識者からなる委員会の意見に基づき行われる計画です。

現行の中間法人(公益法人)は、新法施行後5年以内に新制度に基づく法人に移行するため、引き続き公益法人となるか、一般社団・財団法人に移行するかどちらかになります。

・一般社団法人の設立及び機関

一般社団法人を設立するには、その社員となろうとする者が共同して定款を作成し、認証を受けます。

この定款には、

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する規定
- ⑥ 公告方法
- ⑦ 事業年度 を定めます。

又必要な機関としては、

- ① 社員総会
- ② 理事会及び監事 があります。

・一般財団法人の設立及び機関

一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、300万円以上の財産を拠出しなければなりません。定款の認証も必要です。

定款に記載すべき事項は、①から③は社団法人と同様で

- ④ 設立者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 設立に際して設立者が拠出する財産およびその

価額

- ⑥ 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項
- ⑧ 評議員の選任及び解任の方法
- ⑨ 公告方法
- ⑩ 事業年度 です。

設立者に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは無効です。尚。設立者は、遺言で定款に記載すべき事項を定めて、一般財団法人を設立する意思を表示することができます。

又、機関としては

- ① 評議員
  - ② 評議員会
  - ③ 理事
  - ④ 理事会及び監事
- を必ず置かなければなりません。会計監査人の設置は任意です。

一般財団法人には社団法人と違って以下の制限があります。

設立者が定めた目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、その変更に関する規定を定款に定めない限り変更できません。ただし、目的等の定めを変更しなければ法人の運営の継続が不可能または著しく困難となる場合は、裁判所の許可に基づいて定款を変更することも可能です。

2期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散が強制されます。以上が一般社団・財団法人の概要です。公益社団・財団法人及びその移行についても概要は決定しています。ここでは書ききれませんので、内閣府公益等認定委員会のホームページを参考にしてください。

現行公益法人制度

新 制 度

一体	法人の設立と 公益性の判断	分離
主務官庁の許可	法人設立の 要件	登記のみで可能
主務官庁が自由にできる	公益性の判断	一般社団・財団法人は不要
		上記の一般社団・財団法人のうち希望する法人は民間有識者による意見をもとに申請をし、行政庁が認定を判断する。

## 平成20年度定時総会写真館



遠鉄ホテルエンパイア



受付開始



(遠く)壇上に来賓の皆さん



開会の辞 中山副会長



宮本会長挨拶



来賓ご挨拶



表彰者の皆さんおめでとうございます